

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を施行するので地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）９月１６日

下関市長 前田 晋太郎

記

１．契約名

豊浦地区こども園等機械警備業務

２．契約内容

別添仕様書のとおり

３．契約の期間等

契約期間 契約締結日から令和１０年１０月３１日まで

履行期間 令和７年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約とし、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。

４．入札参加条件

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札公告の日から本業務入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（３）入札公告の日時点において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「警備）」の「機械警備」に登録されており、所在地区分が市内・準市内１・準市内２であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 本業務の入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

5. 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 公告開始日から令和7年10月8日（水）まで

(2) 場所 下関市役所豊浦総合支所市民生活課及び下関市ホームページ

6. 入札参加申請方法

(1) 提出書類 「入札参加資格確認申請書」（別紙3）

(2) 提出場所 下関市役所豊浦総合支所市民生活課福祉係

（〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1）

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次号に示す期間内に必着のこと。

(3) 提出期限 令和7年10月2日（木）午後5時までとする。

(4) 審査結果 「入札参加資格確認通知書」（別紙4）により通知する。

7. 質問方法等

(1) 質問方法 本契約に関する質問事項は、ファクシミリによること。

(2) 質問締切 令和7年9月26日（金）午後4時までとする。

(3) 質問の回答 速やかに質問提出者のみにファクシミリで回答する。

(4) 問い合わせ先 下関市役所豊浦総合支所市民生活課福祉係

（ファクシミリ番号：083-772-0711）

8. 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年10月8日(水) 午前10時
- (2) 入札場所 下関市役所豊浦総合支所2階小会議室
(〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1)

9. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。ただし、入札参加者が、次のいずれかに係る書類を提出した場合は、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し
- (2) 過去2年間の間に国又は地方公共団体その他公共団体と締結した同種業務の写し(2件以上。契約日、相手方、同種業務の内容が確認可能な部分のみで可。)
- (3) その他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる書類

10. 無効とする入札

- (1) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
- (2) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
- (3) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
- (4) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上したもの
- (6) 当該入札に参加する資格を有しない者のしたもの
- (7) 虚偽の申請を行った者のしたもの
- (8) 金額を訂正した入札書によるもの

11. 入札の方法

- (1) 入札において使用する入札書は、別添様式(別紙5)を使用し、入札場所に持参すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。

- (3) 入札参加希望者（法人の場合は代表者）でないものが入札を行う場合は、入札参加希望者が権限を委任する旨を記載した委任状（別紙6）を入札に先立って提出すること。
- (4) 入札会場への入場は、1 入札者（個人、法人を問わない）につき、1 人までとする。
- (5) 入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とし、契約対象期間である3年間すべてについての総額を記載すること。

12. その他

- (1) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (2) 入札日時までに、入札場所に到着しない者は、辞退したものとして取り扱う。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (6) 本業務において得た入札参加資格は、本告示に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (7) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。